官

平成十一年七月十六日

農林水産大臣

中川

昭一

## 〇農林水産省告示第九百十八号

種のスウイートオレンジ、レモン並びにグレープ 四十五号(南アフリカ共和国産のバレンシア種、 及びプロテア種のスウイートオレンジ並びにグ ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千 七十三号) 別表二の付表第四及び第五の規定に基 成十一年七月十六日から施行する。 基準を定める件)の一部を次のように改正し、 レー プフルーツの生果実に係る農林大臣が定める レンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種 フルーツの生果実並びにスワジランド王国産のバ 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

中「及び低温処理船舶」を「、低温処理船舶及び 船舶又は低温処理コンテナー」に改め、同五の口 三 海上輸送中の冷蔵い四に次のように加える。 五の〇中「又は低温処理船舶」を「、低温処理 関による封印がなされていること。 コンテナーには南アフリカ共和国植物防疫機いて消毒を行う場合にあつては、各低温処理 (以下「低温処理コンテナー」という。)にお 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー

温処理コンテナー」を加える。 低温処理コンテナー」に改める。 六の□のイ中「低温処理船舶」の下に「又は低

包には、」を「及び」に改める。は、」に、の表示がなされており、また、そのこん 八中「各生果実には」を「各生果実のこん包に